

ちょっと気になるデータ解説

外国人雇用をめぐる現状

外国人労働者の雇用については、日本国内における雇用・就労状況の把握が重要であり、また、政策トピックとしては、政府が取り組んでいる高度外国人材活用などがあげられる。ここでは、厚生労働省が公表している「外国人雇用状況の届出状況（平成21年10月末現在）について」（以下「届出状況」）から日本での外国人労働者の雇用状況を概観するとともに、同省がとりまとめた調査結果報告から、高度外国人材活用に関する企業の意識をみてみたい。

「届出状況」（注1）によると、外国人労働者を雇用している事業所数は9万5294か所であり、外国人労働者数は56万2818人となっている。労働者数を国籍別にみると、中国（香港等を含む）が全体の44.3%、次いでブラジルが18.5%、フィリピンが8.7%となっている。また、在留資格別では、「身分に基づく在留資格」（注2）が全体の45.0%を占めており、次に技能実習生等の「特定活動」が19.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」（注3）が17.8%となっている。

一方、外国人を雇用している事業所数について事業所規模別にみると、「50人未満」規模の事業所割合がもっとも多く、事業所全体の61.9%に達している。次いで「50～99人」が11.7%、「100～299人」が11.5%と続いている。また、都道府県別にみると、外国人雇用事業所の割合で東京が23.9%を占め、次いで愛知8.7%、神奈川6.5%、大阪6.3%、埼玉4.3%、静岡4.2%となっており、これら6都府県の合計で全体の5割を超えている。都道府県別については、外国人労働者数の割合でも、東京が全体の24.7%、愛知12.0%、静岡6.2%、神奈川5.6%、大阪5.2%となっており（この5都府県で全体の半数を超えている）、次いで埼玉4.1%、岐阜3.3%、千葉3.2%と続いている。

次に、産業別の外国人労働者の割合をみると、「製造業」が38.9%、「サービス業（他に分類されないもの）」（注4）が13.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.3%、「卸売業、小売業」が9.8%、「教育・学習支援業」が7.5%などとなっている。このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者に注目すると、「製造業」では同産業の外国人労働者全体の26.8%にあたる58,621人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では同様に76.6%にあたる56,713人となっている。「サービス業（他に分類されないもの）」では、うち「職業紹介・労働者派遣業」で労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が2,883人（98.4%）、「その他の事業サービス業」で同様に47,807人（78.7%）となっている。また、「製造業」の中では、とくに「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」で労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ46.8%（9,294人）、41.8%（19,148人）である（表）。

高度外国人材活用に関するデータとしては、厚生労働省が09年に実施した「企業における高度外国人材活用促進事業報告書」の中で公表されているアンケート（高度外国人材活用の阻害要因）の調査結果（注5）があげられる。回答を得た813社のうち、高度外国人材の雇用状況については、295社（36.3%）が「現在雇用している」とし、このほか58社（7.1%）が「過去に雇用していたが現在は雇用していない」、22社（2.7%）が「過去に雇用しようと試みたが、雇用には至らなかった」と答えている。

このうち、「現在雇用している」企業（295社）があげる「採用活動における課題」（複数回答）は、「外国人の能力の判定が難しい」とする企業が45.8%、「求める日本語能力を有する高度外国人材が少ない」29.5%、「在留資格や社会保障など制度手続き面での障害が多い」26.4%、「採用後の受入れ体制が整っていない」25.1%などとなっている。また、この295社のうち、高度外国人材活用の成果について、63.7%の企業が「期待通りに活用できている」と回答しており、とくに売上高5,000億円以上規模企業では、「期待通りに活用できている」と回答した企業が82.4%にのぼっている。

一方、「過去に雇用していたが現在は雇用していない」企業（58社）があげる「採用に関連したことで高度外国人材の雇用を止めた理由」（複数回答）は、「日本人社員のみで必要な人材を量的にまかなうことができたため」が36.2%、「採用条件について外国人本人の希望と合わないことが多かったため」19.0%、「求める専門能力を有する高度外国人材が少なかったため」13.8%などとなっている（ほかに「その他」が32.8%）。また、この58社が「活用に関連したことで高度外国人材の雇用を止めた理由」（複数回答）としては、「文化的背景の違いから、職場の人間関係に軋轢が生じたため」、「高度外国人材に自社の企業文化を浸透させることが難しかったため」、「高度外国人材を採用しても受入れることができる部署が限られていたため」が共に22.4%、「期待する能力と実際の能力とのギャップがあったため」が20.7%などとなっている（ほかに「その他」が32.8%）。（調査・解析部 主任調査員 吉田和央）

表 産業別の外国人労働者数

単位：人、%

	外国人労働者数	
		うち派遣・請負労働者 【比率】
全産業計	562,818	162,525 [28.9]
うち製造業	218,900	58,621 [26.8]
うち電気機械器具製造業	19,850	9,294 [46.8]
うち輸送用機械器具製造業	45,847	19,148 [41.8]
うちサービス業（他に分類されないもの）	74,080	56,713 [76.6]
うち職業紹介・労働者派遣業	2,929	2,883 [98.4]
うちその他の事業サービス業	60,768	47,807 [78.7]

資料出所：厚生労働省

（うち派遣・請負労働者【比率】欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示している）

（注1）07年10月1日から施行されている外国人雇用状況の届出制度による、平成21年10月末現在の届出状況を集計している。

（注2）「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

（注3）「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

（注4）「サービス業（他に分類されないもの）」には、建設設計業、デザイン業、法律事務所、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

（注5）平成21年度に「企業における高度外国人材活用促進事業」（株式会社富士通総研に委託）の一環で行われたアンケート調査。上場企業3,778社および同事業でフォーラムを開催した福岡地域における有力企業200社の計3,978社を対象に、09年9月～10月に実施している（813社から回答を得、有効回収率は20.4%）。なお、「高度外国人材」については、職種（研究者、エンジニア等の専門職、海外進出を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職）、教育レベル（大卒以上の者）のほか、在留資格（「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」）について想定される人材像が示されている。